

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	広島高等歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人 広島県歯科医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	歯科衛生士科	夜・通信	79 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

インターネットによる公開 https://www.hdhc.ac.jp/disclosure.html
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	広島高等歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人 広島県歯科医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	学校運営委員会の作成した自己評価の結果と改善方策について評価を実施することで、課題意識を共有し、学校運営委員会等との連携協力により、学校運営の改善にあたる。 定員は 7～10 名とし、学校長が関係する業界団体及び企業等から任命する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
歯科医院 院長	2025.6.8 2026.6.6	～ 業界関係役員
歯科医院 院長	2025.6.8 2026.6.6	～ 業界関係役員
(備考) 他、外部人材である構成員は 7 名		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	広島高等歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人 広島県歯科医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
○授業計画の作成基準 担当講師は授業の目的・方法・時期・時間・使用教材・評価方法・授業内容・到達目標を定める。	
○授業計画の作成・公表時期 10月の学校運営委員会までに翌年度の学校行事等を踏まえ時間割及び授業計画を概ね作成する。 2月の上旬を期限として授業計画(シラバス)作成を担当講師に依頼し、4月1日に公表する。	
授業計画書の公表方法	インターネットによる公開 https://www.hdhc.ac.jp/disclosure.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
○単位の認定の方針について 1. 学校長が定める学科及び実習について試験を行い、その評価は優(80点以上)・良(70点～79点)・可(60点～69点)・不可(59点以下)とする。 2. 試験を行わない学科及び実習については、平素の成績の評価を持って試験に代えるものとし、その評価も同様とする。 3. 各学科の授業時間の3分の1を超えて欠席したもの、もしくは各実習の所定時間の5分の1を超えて欠席したものは、試験を受けることができない。 4. 欠席理由が忌引・病気・災害(交通事故を含む)・その他学校長が認める理由のいずれかに該当し、学校長がやむを得ないと認めた場合は、学校長が別に定める補講を受けて受験することができる。 5. 学年進級は、学業成績の評価に基づいて職員会議において判定し、学校長が認定する。学生の在学期間は6年を限度とする。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 履修科目の成績評価（前期試験・後期試験・実習）を点数化（1科目 100点満点）し、該当学年の全科目の合計点、平均点から、各学生のクラス内での成績の分布状況を把握している。 また、各学生の学業成績評価値を求め客観的な成績評価も行っている。 上記のあらかじめ設定した算出方法により数値を算出し評価することを、学則（第 27 条 3 項）、学則施行細則（第 12 条）にて公表している。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	インターネットによる公開 https://www.hdhc.ac.jp/disclosure.html
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業は、教育方針である、「学術及び技能を教授研究し、併せて歯科衛生士としての常識及び教養を豊かにして、知的、道徳的及び応用的能力を養い、もって国民の健康管理と幸福に寄与する精神を養成する」が十分反映されており、全過程が合格になったものに対して行う卒業試験の評価を職員会議において判定し、学校長が認定する。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	インターネットによる公開 https://www.hdhc.ac.jp/disclosure.html

様式第 2 号の 4－②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第 2 号の 4－①を用いること。

学校名	広島高等歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人 広島県歯科医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校事務室で閲覧希望者に対して閲覧
収支計算書又は損益計算書	学校事務室で閲覧希望者に対して閲覧
財産目録	学校事務室で閲覧希望者に対して閲覧
事業報告書	学校事務室で閲覧希望者に対して閲覧
監事による監査報告（書）	学校事務室で閲覧希望者に対して閲覧

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療		医療専門課程	歯科衛生士科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3 年	昼	102 単位時間／単位	5 3 単位時間 ／単位	8 単位時間 ／単位	3 9 単位時間 ／単位	0 単位時間 ／単位	2 単位時間 ／単位	
			102 単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数		総教員数	
150 人		167 人	0 人	6 人	65 人		71 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ○授業計画の作成基準 担当講師は授業の目的・方法・時期・時間・使用教材・評価方法・授業内容・到達目標を定める。 ○授業計画の作成・公表時期 10 月の学校運営委員会までに翌年度の学校行事等を踏まえ時間割及び授業計画を概ね作成。 2 月の月上旬を期限として授業計画（シラバス）作成を担当講師に依頼し、4 月 1 日に公表する。 （授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要） ○単位の認定の方針について 1. 学校長が定める学科及び実習について試験を行い、その評価は優（80 点以上）・良（70 点～79 点）・可（60 点～69 点）・不可（59 点以下）とする。 2. 試験を行わない学科及び実習については、平素の成績の評価を持って試験に代えるものとし、その評価も同様とする。 3. 各学科の授業時間の 3 分の 1 を超えて欠席したもの、もしくは各実習の所定時間の 5 分の 1 を超えて欠席したものは、試験を受けることができない。

4. 欠席理由が忌引・病気・災害（交通事故を含む）・その他学校長が認める理由のいずれかに該当し、学校長がやむを得ないと認めた場合は、学校長が別に定める補講を受けて受験することができる。 5. 学年進級は、学業成績の評価に基づいて職員会議において判定し、学校長が認定する。学生の在学期間は6年を限度とする。
成績評価の基準・方法
（概要） 履修科目の成績評価（前期試験・後期試験・実習）を点数化（1科目100点満点）し、該当学年の全科目の合計点、平均点から、各学生のクラス内での成績の分布状況を把握している。 また、各学生の学業成績評価値を求め、客観的な成績評価も行っている。
卒業・進級の認定基準
（概要） 卒業は、教育方針である、「学術及び技能を教授研究し、併せて歯科衛生士としての常識及び教養を豊かにして、知的、道徳的及び応用的能力を養い、もって国民の健康管理と幸福に寄与する精神を養成する」が十分反映されており、全過程が合格になったものに対して行う卒業試験の評価を職員会議において判定し、学校長が認定する。
学修支援等
（概要） 履修・生活支援～クラス担任制、およびチューター制 ・ 経済的支援～独自の特待生奨学金制度、奨学金担当者配置による日本学生支援機構の手続き支援 ・ 就職支援～就職活動支援

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
50人 (100%)	0人 (0%)	49人 (98%)	1人 (2%)
（主な就職、業界等） 歯科医院・総合病院			
（就職指導内容） 就職説明会の開催（就職活動の説明、求人票の見方、履歴書の書き方、歯科医院等の見学や面接時の注意事項）			
（主な学修成果（資格・検定等）） 歯科衛生士国家試験の受験資格、赤十字救急法救急員の認定、介護職員初任者研修の修了、文章読解・作成能力検定3級の取得			

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
159 人	0 人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学生との個別面談や保護者を交えた 3 者面談を実施。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
歯科衛生士科	230,000 円	492,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				
特待生奨学金制度： 入学試験および前年度の授業・実習の実績により、優秀且つ他の学生の模範となる学生に支給（2年次2名：200,000 円、3年次3名：200,000 円）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） インターネットによる公開 https://www.hdhc.ac.jp/disclosure.html		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
学校運営委員会の作成した自己評価の結果と改善方策について評価を実施することで、課題意識を共有し、学校運営委員会等との連携協力により、学校運営の改善にあたる。定員は7～10名とし、学校長が関係する業界団体及び企業等から任命する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
歯科医院 院長	2025. 6. 8～2026. 6. 6	業界関係役員
歯科医院 院長	2025. 6. 8～2026. 6. 6	業界関係役員
他、外部人材である構成員は7名		
学校関係者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） インターネットによる公開 https://www.hdhc.ac.jp/disclosure.html		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） インターネットによる公開 https://www.hdhc.ac.jp/disclosure.html

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H134310000112
学校名（〇〇大学 等）	広島高等歯科衛生士専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	一般社団法人 広島県歯科医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		15人	13人	15人
内 訳	第Ⅰ区分	－	－	
	（うち多子世帯）			
	第Ⅱ区分	－	－	
	（うち多子世帯）			
	第Ⅲ区分	－	－	
	（うち多子世帯）			
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
	区分外（多子世帯）			
家計急変による 支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				15人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	—	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A 等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
G P A 等が下位4分の1	—	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	0人	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。